

# 市民参加実施予定シート

**予 定**  
平成30年4月1日時点

担当課( 予防課 )

## 1 市民参加の手続 実施予定について

通称	危険物施設に規制する許可及び完成前検査の申請に係る審査(手数料)	市が考える 市民等への影響	〈メリット〉 人件費単価及び消費者物価指数の変動を反映し適正な手数料を徴収できる。
名称	流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について		〈デメリット〉 特になし。
概要	地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号。以下「標準令」という。)に定められる手数料の標準額について、地方分権計画に基づき、原則として3年ごとに見直しが行われているところであり、平成29年度は見直し年度に該当するため、手数料の標準額の見直しを行い、以下のような改正を行うもの。 ・消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査。 ・特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可に係る審査。 ・岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査。 ・消防法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査。 ・消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査。特定屋外タンクの保安に関する検査等。		

### (1)市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)		市民参加の手続を実施しないもの (第5条第2項の規定)	
<input type="checkbox"/>	(1)基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(1)軽易なもの
<input checked="" type="checkbox"/>	(2)行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	<input type="checkbox"/>	(2)緊急に行わなければならないもの
<input type="checkbox"/>	(3)公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	<input checked="" type="checkbox"/>	(3)法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
<input type="checkbox"/>	(4)市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由	
<input type="checkbox"/>	(5)条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更	市民参加条例第5条第1項第2号に該当するが、消防法令の規定により実施基準が定められており、同条第2項第3号に該当するため。なお、今回手数料が改正される「特定屋外タンク貯蔵所」「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」「岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所」等は、主に臨海地域のコンビナート等に設置されているものであり、当市には影響がないものと思われる。	
<input type="checkbox"/>	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合		

### (2)市民参加の手法について

市民参加の方法(条例第6条第1項)					
実施方法		実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由
複数 実施	<input type="checkbox"/>	審議会等			
	<input type="checkbox"/>	パブリックコメント手続			
	<input type="checkbox"/>	意見交換会			
	<input type="checkbox"/>	公聴会			
	<input type="checkbox"/>	政策提案制度			
	<input type="checkbox"/>	その他			

### (3)市民参加のスケジュール(予定)

平成●●年度		平成●●年度												平成●●年度	
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月

### 2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由